

「新川崎地区新設小学校基本構想報告書（案）」及び同「基本計画報告書（案）」 に関する意見募集の実施結果について

1 概 要

本市では、新川崎地区における小学校の新設について、令和7年4月の開校を目指して取組を進める中で、平成24年から平成25年までにかけて策定した基本構想・基本計画の内容について、最新の児童数推計や現在の学校施設に必要な機能を設計等に改めて反映させるため、必要な見直しを行ってまいりました。

この度、「新川崎地区新設小学校基本構想報告書（案）」及び「新川崎地区新設小学校基本計画報告書（案）」を策定し、広く市民の皆様の意見を募集した結果、7通・20件の御意見をいただきましたので、その内容と、それに対する市の考え方を次の通り公表します。

2 意見募集の概要

題名	「新川崎地区新設小学校基本構想報告書（案）」「新川崎地区新設小学校基本計画報告書（案）」に関する意見募集について
意見の募集期間	令和3年2月26日（金）～令和3年3月8日（月）
意見の提出方法	電子メール及びファクシミリ（様式任意）
募集の周知方法	・ 関係団体等への説明や資料の掲示 ・ 市ホームページ ・ 教育委員会事務局 教育環境整備推進室
結果の公表方法	・ 関係団体等への説明や資料の掲示 ・ 市ホームページ ・ 教育委員会事務局 教育環境整備推進室

3 意見提出数

区 分	通(件)数
電子メール	6通（15件）
F A X	1通（5件）
計	7通（20件）

4 御意見の内容と対応

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、基本構想・基本計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取り組みを進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

(件)

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 全般に関する事	-	-	3	16	1	20
(2) 基本構想報告書案に関する事	-	-	-	-	-	-
(3) 基本計画報告書案に関する事	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	3	16	1	20

5 具体的な御意見の内容と市の考え方【詳細】

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
1	これ以上の開校の延期がないようにしてもらいたい。	当初、新川崎地区では、平成25年度から8年間に分けて段階的な入居が見込まれており、平成29年度の開校に向けて取組を進めておりましたが、共同住宅開発の進捗が遅れたこともあり、周辺校での受入で対応する可能性なども考慮しながら、最新の児童数の推計を見直した結果、開校予定時期についても当初の平成29年度から令和5年度以降へ段階的に見直してきたものです。 今後、令和7年4月の開校に向けて、着実に取組を進めてまいります。	D
2	平成27年度の設計で小学校が建設に至らなかった理由を公開してもらいたい。 令和7年度開校予定がまた延期になのではないかと心配である。		
3	各工程の進捗状況を公開してほしい。	令和3・4年度の基本・実施設計を経て、令和5・6年度に工事を進めていく予定です。 今後は、工事に入る段階での説明会を予定していますが、その他必要に応じ、進捗状況の公表等を検討してまいります。	D
4	今後の意見募集の機会、説明会の開催などの計画を教えてください。		
5	ICTの分野は技術革新のスピードが早く、専門の高い分野のため、建設計画を進める上では建築技術者とは別でITコンサルタントをプロジェクトに入れて進めるべき。	新校におけるICT教育環境の整備につきましては、GIGAスクールを踏まえた整備を基本とした上で、詳細については、令和3年度からの基本・実施設計にあわせて検討してまいります。	D
6	再生可能エネルギー利用や複数の熱源設備の導入に際しては、BCPと建物のインシヤル・ランニングコストのバランスをみて計画する必要がある。	再生可能エネルギー利用に関する設備や熱源設備等の詳細な仕様につきましては、費用対効果等を考慮しながら、令和3年度からの基本・実施設計にあわせて検討してまいります。	C
7	BCP（業務継続計画）の策定にあたっては、地震や災害といった様々な災害をシミュレーションして、計画することが必要ではないか。	本市では、令和2年6月に川崎市業務継続計画（自然災害対策編）（以下、市BCPという）を策定し、対象となる災害の範囲や発動基準、非常時優先業務の考え方等について見直しを図りました。 各施設のBCPにつきましては、市BCP等を参照にして検討してまいります。	D

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
8	中学校との一体整備、もしくは隣接地での整備を検討してほしい。	中学校では、私立学校への進学等により増加の程度は児童数の増加ほど急速かつ大幅なものとなっておりません。しかし、中長期的には生徒の増加が見込まれるため、今後の推移を注視しながら対応策を検討してまいります。	D
9	中学校の新設を不要とした検討過程を明らかにしてもらいたい。		
10	開校が遅れたことによる用地買収価格高騰の影響はないか。	学校用地については、令和2年10月に取得済みです。買収価格については、川崎市不動産評価委員会規程の施行に関する要綱に基づき、鑑定された額に基づき取得しております。	D
11	屋上にプールを作るのはなぜか	基本計画報告書の中では、敷地を有効活用するための手法の事例としてのプールの配置例をお示していますが、その具体的手法については、令和3年度からの基本・実施設計の中で検討してまいります。	D
12	校庭のトラックについては人工芝やゴム舗装を検討してほしい。	総合的に勘案すると、特に費用面において、本校における人工芝やゴム舗装の導入は難しいと考えております。なお、土埃については対応策を検討してまいります。	D
13	わくわくプラザの設置場所については、子どもの安全等を考慮し検討してもらいたい。	わくわくプラザの設置場所については、令和3年度からの基本・実施設計の中で、設置場所も含めて、子どもの安全面に配慮しながら検討してまいります。	C
14	通学路が正門側からの場合、一般人も使用するため、通学時間帯に最大で1,000人規模の児童が通学に歩道を利用すると歩道をいっぱいに広がって使用する可能性があり、一般人から苦情がくると想定されるが、どのような対応を検討されているか？	正門とは異なる方向の通用門の設置について、隣接地で集合住宅を建設している事業者とも現在調整を進めておりますが、詳細は令和3年度からの基本・実施設計の中で検討してまいります。	C
15	学区はマンションのみと伺っているが、災害時の小学校への避難は当該地区の住民が優先されるのか？	避難所の区域指定につきましては、地域の自主防災組織等と協議のうえ、今後決定してまいります。	D

No.	意見要旨	本市の考え方	区分
16	小倉小学校までの通学路の危険性、100人規模の登校で危険性が年々増加しており、安心して子育てできない	<p>小倉小学校への通学路については、新小倉地区からの登校児童数の増加に伴い、昨年度末に現地確認及び保護者等の御意見を伺ったうえで、登下校の経路を通学路に加えております。</p> <p>新たに設定された通学路上においても、令和2年度からPTAの協力を得て見守り活動を実施するなど、引き続き登下校の安全確保に努めております。</p>	D
17	マンション内で学区が、小倉小学校と東小倉小学校に別れることで、地域連携のコミュニティがとりにくい	<p>新川崎地区の就学児童は年々増加しており、現在の通学区域である小倉小学校だけで受け入れを行った場合には、学校施設の狭あい化が進むことから、新校開校までの間、一部マンションの通学区域を見直す予定です。</p> <p>新校開校までの間、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。</p>	D
18	新川崎地区の小学校が新設されるまでは、近隣校の学級数に対して柔軟な対応をお願いしたい所存です。具体的には一クラス41人以上にならなくても、36人以上でしたら、クラス数を減らさないでいただきたいです。	<p>小学校の学級編制の標準については、この度、義務標準法が改正され、学年進行により段階的に35人に引き下げるとされたところでございますので、計画的に35人以下学級を推進してまいります。</p>	D
19	小倉小学校、東小倉小学校の許容人数限界まで生徒数が増加した際に、教育が行き届かない可能性がある。	<p>近隣小学校における教職員の適正配置や、個別最適化された学びの実現に向けたGIGAスクールの取組等はもとより、新校開校までの間、令和4年度からの増築棟、仮設校舎の供用等の対応も、あわせて図ってまいります。</p>	D
20	手持ちの情報機器からだと、資料が見切れてしまう。	<p>お手元の機器の設定やブラウザのバージョン、PDFの閲覧ビューア(Acrobat Reader)等について最新のものでインストールされているか今一度ご確認いただきますようお願いいたします。</p>	E